令和５年度第１回茨城県障害者差別解消支援協議会

次第

日　　時：令和５年１２月１２日（火）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１４時から１６時まで

場　　所：茨城県庁　１１０３会議室

１　開　　会

２　議　　事

　（１）障害を理由とする差別の解消に関する対応要領の見直しについて

　（２）障害を理由とする差別に関する県民からの相談状況について

３　質　　疑

４　閉　　会

【配布資料】

・次第

・資料1「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の改定について」

・資料2「内閣府及び茨城県（知事部局）職員対応要領比較表」

・資料3「令和５年度障害を理由とする差別の解消に関する取組みについて」

障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の改定について

資料１

○　県対応要領改定の趣旨

・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）」の第１０条において、地方公共団体の機関は、障害者差別解消法に基づく、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下、基本方針）」に即して、当該地方公共団体の機関の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう規定されている。

・令和６年４月１日の障害者差別解消法の改正法の施行に向け、基本方針も変更され、同日より施行されることとなっているため、基本方針の変更を踏まえた、対応要領の改定を検討することとした。

○　県対応要領変更の概要

　・変更後の基本方針及び基本方針の変更に伴い更新された内閣府本府の対応要領を参考に、以下の項目について変更。

１　不当な差別的取扱いの基本的な考え方への追記

　　社会的障壁を解消するための手段（車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等）の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する旨を追記。（対応要領 別紙 第１ 不当な差別的取扱いの基本的な考え方）

２　例の記載

　　　正当な理由がなく不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例を記載したほか、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例を記載。（対応要領 別紙 第３ 不当な差別的取扱いの例、第６ 合理的配慮の例）

　３　建設的対話・相互理解の重要性の追記

　　　社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と職員が共に考えていくためには、建設的対話を通じ、お互いの状況の理解に努めることが重要であることを追記。（対応要領 別紙 第４ 合理的配慮の基本的な考え方）

　４　その他の変更事項

・「障害」等の考え方に高次脳機能障害及び難病等により起因する障害が含まれるよう記載。

・年齢や性別、特に障害のある女性に関する留意事項を記載。

参考

障害者差別解消法

第七条　行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

２　行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第十条　地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 県対応要領修正案（新）内閣府及び茨城県（知事部局）職員対応要領比較表　　（修正箇所に下線） | 県対応要領（旧） | 内閣府対応要領（改正後）資料２ |
| 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（目的）第１条　この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第１０条第１項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和５年３月１４日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第７条に規定する事項に関し、茨城県の職員（以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。（不当な差別的取扱いの禁止）第２条　職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病等により起因する障害を含む。）をいう。以下同じ。）を理由として、障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める事項に留意するものとする。（合理的配慮の提供）第３条　職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める事項に留意するものとする。（所属長の責務）第４条　職員のうち、所属長（本庁の課(室、センター及び労働委員会事務局を含む。)長及び出先機関の長をいう。ただし、その者が茨城県事務委任規則(昭和40年茨城県規則第16号。)及び茨城県事務決裁規程(昭和40年茨城県訓令第3号。)並びに茨城県労働委員会事務局の組織等に関する規則(昭和37年茨城県規則第10号。)の規定により職員の提出する願、届等を受理し、又は許可、承認等を与える権限を有する者と異なる場合においては、当該権限を有する者をいう。）は、前２条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に留意し、障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう注意するとともに、また、障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。　一　日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、所属する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。　二　障害者及びその家族その他の関係者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。　三　合理的配慮の必要性が確認された場合、所属する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。２　所属長は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、当該問題に迅速かつ適切に対処しなければならない。（懲戒処分等）第５条　職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合、その行為の態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。（相談体制の整備）第６条　知事部局に、その職員による障害を理由とする差別を受けた障害者及びその家族その他の関係者（以下「相談者」という。）からの相談等に的確に対応するため相談窓口を設置する。２　前項に規定する相談窓口は、障害福祉課及び茨城県障害者差別相談室とする。３　相談等を行おうとする者は、手紙、電話、ＦＡＸ、メールなど任意の方法を用いて、第１項で定める相談窓口に相談を行うことができることとする。４　相談窓口は、相談者から相談の内容となる事実の詳細その他必要な情報を聴取し、事実確認をしたうえで、相談対象事案があると認めるときは、速やかに是正措置及び再発防止策等を採るものとする。（研修・啓発）第７条　障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、法や基本方針等の周知や、障害者から話を聞く機会を設けるなど必要な研修・啓発を行うものとする。２　新たに職員となった者等に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに課長補佐（総括）相当職以上の地位にある者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施するものとする。３　職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、性別や年齢等にも配慮しつつ障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等により、意識の啓発を図るものとする。附　則この要領は、平成２８年４月１日から施行する。 附　則この要領は、令和　年　月　日から施行する。別紙  障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項  第１　不当な差別的取扱いの基本的な考え方 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。なお、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。また、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。 このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。  第２　正当な理由の判断の視点 正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等）及び事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。 職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努める必要がある。 その際、職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。第３　不当な差別的取扱いの具体例 正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は以下のとおりである。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であること、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意する。（不当な差別的取扱いに当たり得る具体例） ○　障害があることを理由として、一律に窓口対応を拒否する。○　障害があることを理由として、一律に対応の順序を後回しにする。○　障害があることを理由として、一律に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒んだり、資料等に関する必要な説明を省いたりする。○　障害があることを理由として、一律に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。○　事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。 ○　障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否する。○　業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での対応を行う。○　障害があることを理由として、障害者に対して、言葉遣いや接客の態度など一律に接遇の質を下げる。（正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例）○　実習を伴う講座において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障害特性のある障害者に対し、当該実習とは別の実習を設定する。（障害者本人の安全確保の観点）○　車椅子の利用者が畳敷きの個室を希望した際に、敷物を敷く等、畳を保護するための対応を行う。（行政機関の損害発生の防止の観点）○　行政手続を行うため、障害者本人に同行した者が代筆しようとした際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況や本人の手続の意思等を確認する。（障害者本人の損害発生の防止の観点）第４ 合理的配慮の基本的な考え方 １　障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第２条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。  法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。 ２　合理的配慮は、事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。その提供に当たってはこれらの点に留意した上で、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、当該障害者本人の意向を尊重しつつ「第５　過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされる必要がある。建設的対話に当たっては、障害者にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と職員が共に考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努めることが重要である。例えば、障害者本人が社会的障壁の除去のために普段講じている対策や、当該行政機関として対応可能な取組等を対話の中で共有する等、建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資すると考えられる。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する。 なお、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。 ３　意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。 また、障害者からの意思表明のみでなく、障害の特性等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者、介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。  なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者、介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努める必要がある。４　合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の「環境の整備」を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。 なお、多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から、他の障害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を行うことや、相談・紛争事案を事前に防止する観点から、合理的配慮の提供に関する相談対応等を契機に、内部規則やマニュアル等の制度改正等の環境の整備を図ることは有効である。５　茨城県が実施する事務又は事業の全部又は一部を委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努める必要がある。 第５ 過重な負担の基本的な考え方過重な負担については、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。 職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努める必要がある。 その際には前述のとおり、職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められる。○事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か） ○実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約） ○費用・負担の程度  第６ 合理的配慮の例 第４で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものが考えられる。 なお、記載した例はあくまでも例示であり必ず実施するものではないこと、記載されている例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意する必要がある。 （合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例） ○段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。 ○配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく教える。○目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。 ○障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。 ○疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際に、別室の確保が困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。○不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。 ○災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。○イベント会場において知的障害のある子供が発声やこだわりのある行動をしてしまう場合に、保護者から子供の特性やコミュニケーションの方法等について聞き取った上で、落ち着かない様子のときは個室等に誘導する。〇視覚障害のある者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内する。その際、同性の職員がいる場合は、障害者本人の希望に応じて同性の職員が案内する。（合理的配慮に当たり得る情報の取得、利用及び意思疎通への配慮の例） ○筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、触覚による意思伝達等のコミュニケーション手段を用いる。 ○会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なりうることに留意して使用する。 ○視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。 ○意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。 ○駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。 ○書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。 ○比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。 ○障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は２４時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。 また、紙等に書いて伝達したり、書面を示す場合には、ルビを付与した文字を用いたり、極力平仮名を用いたり、分かち書き（文を書くとき、語と語の間に空白を置く書き方）を行ったりする。○会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。○会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。（ルール・慣行の柔軟な変更の具体例） ○順番を待つことが苦手な障害者に対し、順番を教えたり、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。 ○立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。 ○スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。 ○車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。 ○茨城県の管理する各施設の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。 ○障害者が多数で会議等に出席する場合は、使用するエレベーターを専用運転にする。○他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。 ○非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であることに留意する。（合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例）〇試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること。〇イベント会場内の移動に際して支援を求める申出があった場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断ること。〇電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行えるよう対応を求められた場合に、マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、メールや電話リレーサービスを介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断ること。〇介助を必要とする障害者から、講座の受講に当たり介助者の同席を求める申出があった場合に、当該講座が受講者本人のみの参加をルールとしていることを理由として、受講者である障害者本人の個別事情や講座の実施状況等を確認することなく、一律に介助者の同席を断ること。〇自由席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱視の障害者からスクリーンや板書等がよく見える席でのセミナー受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること。（合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例）〇事務の一環として行っていない業務の提供を求められた場合に、その提供を断ること。（必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点）〇抽選申込みとなっている講座への参加について、抽選申込みの手続を行うことが困難であることを理由に、講座への参加を事前に確保しておくよう求められた場合に、当該対応を断ること。（障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであることの観点）〇イベント当日に、視覚障害のある者から職員に対し、イベント会場内を付き添ってブースを回ってほしい旨頼まれたが、混雑時であり、対応できる人員がいないことから対応を断ること。（過重な負担（人的・体制上の制約）の観点） | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（目的）第１条　この要領（以下「対応要領」という。）は，障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第１０条第１項の規定に基づき，また，障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年２月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して，法第７条に規定する事項に関し，茨城県の職員（以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。（不当な差別的取扱いの禁止）第２条　職員は，その事務又は事業を行うに当たり，障害（身体障害，知的障害，精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。）を理由として，障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより，障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり，職員は，別紙に定める事項に留意するものとする。（合理的配慮の提供）第３条　職員は，その事務又は事業を行うに当たり，障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において，その実施に伴う負担が過重でないときは，障害者の権利利益を侵害することとならないよう，当該障害者の性別，年齢及び障害の状態に応じて，社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり，職員は，別紙に定める事項に留意するものとする。（所属長の責務）第４条　職員のうち，所属長（本庁の課(室，センター及び労働委員会事務局を含む。)長及び出先機関の長をいう。ただし，その者が茨城県事務委任規則(昭和40年茨城県規則第16号。)及び茨城県事務決裁規程(昭和40年茨城県訓令第3号。)並びに茨城県労働委員会事務局の組織等に関する規則(昭和37年茨城県規則第10号。)の規定により職員の提出する願，届等を受理し，又は許可，承認等を与える権限を有する者と異なる場合においては，当該権限を有する者をいう。）は，前２条に掲げる事項に関し，障害を理由とする差別の解消を推進するため，次の各号に掲げる事項に留意し，障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう注意するとともに，また，障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。　一　日常の執務を通じた指導等により，障害を理由とする差別の解消に関し，所属する職員の注意を喚起し，障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。　二　障害者及びその家族その他の関係者等から不当な差別的取扱い，合理的配慮の不提供に対する相談，苦情の申し出等があった場合は，迅速に状況を確認すること。　三　合理的配慮の必要性が確認された場合，所属する職員に対して，合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。２　所属長は，障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には，当該問題に迅速かつ適切に対処しなければならない。（懲戒処分等）第５条　職員が，障害者に対し不当な差別的取り扱いをし，又は，過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合，その行為の態様等によっては，職務上の義務に違反し，又は職務を怠った場合等に該当し，懲戒処分等に付されることがある。（相談体制の整備）第６条　知事部局に，その職員による障害を理由とする差別を受けた障害者及びその家族その他の関係者（以下「相談者」という。）からの相談等に的確に対応するため相談窓口を設置する。２　前項に規定する相談窓口は，障害福祉課及び茨城県障害者差別相談室とする。３　相談等を行おうとする者は，手紙，電話，ＦＡＸ，メールなど任意の方法を用いて，第１項で定める相談窓口に相談を行うことができることとする。４　相談窓口は，相談者から相談の内容となる事実の詳細その他必要な情報を聴取し，事実確認をしたうえで，相談対象事案があると認めるときは，速やかに是正措置及び再発防止策等を採るものとする。（研修・啓発）第７条　障害を理由とする差別の解消の推進を図るため，職員に対し，必要な研修・啓発を行うものとする。２　新たに職員となった者等に対しては，障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために，また，新たに課長補佐（総括）相当職以上の地位にある者となった職員に対しては，障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために，それぞれ，研修を実施するものとする。３　職員に対し，障害の特性を理解させるとともに，障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等により，意識の啓発を図るものとする。附　則この要領は，平成２８年４月１日から施行する。 別紙  障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項  第１　不当な差別的取扱いの基本的な考え方 法は，障害者に対して，正当な理由なく，障害を理由として，財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する，障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより，障害者の権利利益を侵害することを禁止している。 ただし，障害者の事実上の平等を促進し，又は達成するために必要な特別の措置は，不当な差別的取扱いではない。したがって，障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置），法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや，合理的配慮を提供等するために必要な範囲で，プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは，不当な差別的取扱いには当たらない。 このように，不当な差別的取扱いとは，正当な理由なく，障害者を，問題となる事務又は事業について，本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。  第２　正当な理由の判断の視点 正当な理由に相当するのは，障害者に対して，障害を理由として，財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり，その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。正当な理由に相当するか否かについて，具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく，個別の事案ごとに，障害者，第三者の権利利益（例：安全の確保，財産の保全，損害発生の防止等）及び事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み，具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。 職員は，正当な理由があると判断した場合には，障害者にその理由を説明し，理解を得るよう努める必要がある。  第３　不当な差別的取扱いの具体例 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお，第２で示したとおり，不当な差別的取扱いに相当するか否かについては，個別の事案ごとに判断されることとなる。また，以下に記載されている具体例については，正当な理由が存在しないことを前提としていること，さらに，それらはあくまでも例示であり，記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。 （不当な差別的取扱いに当たり得る具体例） ○　障害を理由に窓口対応を拒否する。 ○　障害を理由に対応の順序を後回しにする。 ○　障害を理由に書面の交付，資料の送付，パンフレットの提供等を拒む。 ○　障害を理由に説明会，シンポジウム等への出席を拒む。 ○　事務・事業の遂行上，特に必要ではないにもかかわらず，障害を理由に，来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり，特に支障がないにもかかわらず，付き添い者の同行を拒んだりする。  第４ 合理的配慮の基本的な考え方 １　障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第２条において，「合理的配慮」は，「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し，又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって，特定の場合において必要とされるものであり，かつ，均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。  法は，権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ，行政機関等に対し，その事務又は事業を行うに当たり，個々の場面において，障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において，その実施に伴う負担が過重でないときは，障害者の権利利益を侵害することとならないよう，社会的障壁の除去の実施について，合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は，障害者が受ける制限は，障害のみに起因するものではなく，社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり，障害者の権利利益を侵害することとならないよう，障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり，その実施に伴う負担が過重でないものである。 合理的配慮は，事務又は事業の目的・内容・機能に照らし，必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること，障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること，事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。 ２　合理的配慮は，障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり，多様かつ個別性の高いものであり，当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ，社会的障壁の除去のための手段及び方法について，「第５ 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し，代替措置の選択も含め，双方の建設的対話による相互理解を通じて，必要かつ合理的な範囲で，柔軟に対応がなされるものである。さらに，合理的配慮の内容は，技術の進展，社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては，障害者の性別，年齢，状態等に配慮するものとする。  なお，合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合，障害者との関係性が長期にわたる場合等には，その都度の合理的配慮とは別に，後述する環境の整備を考慮に入れることにより，中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。 ３　意思の表明に当たっては，具体的場面において，社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか，点字，拡大文字，筆談，実物の提示や身振りサイン等による合図，触覚による意思伝達など，障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。 また，障害者からの意思表明のみでなく，知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表明が困難な場合には，障害者の家族，支援者，介助者，法定代理人等，コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。  なお，意思の表明が困難な障害者が，家族，支援者，介助者，法定代理人等を伴っていない場合など，意思の表明がない場合であっても，当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には，法の趣旨に鑑みれば，当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど，自主的な取組に努める必要がある。４　合理的配慮は，障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化，介助者等の人的支援，情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として，個々の障害者に対して，その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって，各場面における環境の整備の状況により，合理的配慮の内容は異なることとなる。また，障害の状態等が変化することもあるため，特に，障害者との関係性が長期にわたる場合等には，提供する合理的配慮について，適宜，見直しを行うことが重要である。 ５　茨城県が実施する事務又は事業の全部又は一部を委託等する場合は，提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう，委託等の条件に，対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努める必要がある。 第５ 過重な負担の基本的な考え方 過重な負担については，具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく，個別の事案ごとに，以下の要素等を考慮し，具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。 職員は，過重な負担に当たると判断した場合は，障害者にその理由を説明するものとし，理解を得るよう努める必要がある。 ○事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的，内容，機能を損なうか否か） ○実現可能性の程度（物理的・技術的制約，人的・体制上の制約） ○費用・負担の程度  第６ 合理的配慮の具体例 第４で示したとおり，合理的配慮は，具体的場面や状況に応じて異なり，多様かつ個別性の高いものであるが，具体例としては，次のようなものが考えられる。 なお，記載した具体例については，第５で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること，また，これらはあくまでも例示であり，記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。  （合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例） ○段差がある場合に，車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする，携帯スロープを渡すなどする。 ○配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく教える。○目的の場所までの案内の際に，障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり，前後・左右・距離の位置取りについて，障害者の希望を聞いたりする。 ○障害の特性により，頻繁に離席の必要がある場合に，会場の座席位置を扉付近にする。 ○疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際に，別室を確保したり臨時の休憩スペースを設けたりする。○不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し，職員が書類を押さえたり，バインダー等の固定器具を提供したりする。 ○災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。（合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例） ○筆談，読み上げ，手話，点字，拡大文字，手書き文字（手のひらに文字を書いて伝える方法）などのコミュニケーション手段を用いる。 ○会議資料等について，点字，拡大文字等で作成する際に，各々の媒体間でページ番号等が異なりうることに留意して使用する。 ○視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際，読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。 ○意思疎通が不得意な障害者に対し，絵カード等を活用して意思を確認する。 ○駐車場などで通常，口頭で行う案内を，紙にメモをして渡す。 ○書類記入の依頼時に，記入方法等を本人の目の前で示したり，わかりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には，代読や代筆といった配慮を行う。 ○比喩表現等が苦手な障害者に対し，比喩や暗喩，二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。 ○障害者から申し出があった際に，２つ以上のことを同時に説明することは避け，ゆっくり，丁寧に，繰り返し説明し，内容が理解されたことを確認しながら応対する。また，なじみのない外来語は避ける，漢数字は用いない，時刻は２４時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを，必要に応じて適時に渡す。 また，紙等に書いて伝達したり，書面を示す場合には，ルビを付与した文字を用いたり，極力平仮名を用いたり，分かち書き（文を書くとき，語と語の間に空白を置く書き方）を行ったりする。○会議の進行に当たり，資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し，ゆっくり，丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。○会議の進行に当たっては，職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等，可能な範囲での配慮を行う。（ルール・慣行の柔軟な変更の具体例） ○順番を待つことが苦手な障害者に対し，順番を教えたり，周囲の者の理解を得た上で，手続き順を入れ替える。 ○立って列に並んで順番を待っている場合に，周囲の者の理解を得た上で，当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。 ○スクリーン，手話通訳者，板書等がよく見えるように，スクリーン等に近い席を確保する。 ○車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。 ○茨城県の管理する各施設の駐車場等において，障害者の来庁が多数見込まれる場合，通常，障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。 ○障害者が多数で会議等に出席する場合は，使用するエレベーターを専用運転にする。○他人との接触，多人数の中にいることによる緊張により，不随意の発声等がある場合，当該障害者に説明の上，障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。 ○非公表又は未公表情報を扱う会議等において，情報管理に係る担保が得られることを前提に，障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。 | 内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（目的）第１条　この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号。以下「法」という。）第９条第１項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和５年３月１４日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第７条に規定する事項に関し、内閣府本府職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。（不当な差別的取扱いの禁止）第２条　職員は、法第７条第１項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病等により起因する障害を含む。）をいう。以下同じ。）を理由として、障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。 なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する（次条において同じ。）。（合理的配慮の提供）第３条　職員は、法第７条第２項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。（監督者の責務）第４条　職員のうち、課長相当職以上の地位にある者（以下「監督者」という。）は、前２条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。一　日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。 二　障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。 三　合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。 ２　監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。（懲戒処分等）第５条　職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。　（相談体制の整備）第６条　内閣府本府に、その職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、次に掲げる相談窓口を置く。ただし、沖縄総合事務局にあっては、沖縄総合事務局長が別に置く。 一　大臣官房参事官（人事課担当） 二　大臣官房人事課調査官 三　大臣官房人事課課長補佐又は専門官（職員の服務を担当する者） 四　政策統括官（政策調整担当）付参事官（障害者施策担当）の職にある者 五　その他大臣官房人事課長が指名する者 ２　相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。 ３　第１項の相談窓口に寄せられた相談等は、大臣官房人事課に集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。 ４　第１項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。（研修・啓発）第７条　内閣府本府において、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、法や基本方針等の周知や、障害者から話を聞く機会を設けるなど必要な研修・啓発を行うものとする。２　新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施する。３　前項の内容、回数等の詳細は、大臣官房人事課長が定める。４　職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、性別や年齢等にも配慮しつつ障害者に適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図る。附　則この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。附　則この訓令は、令和２年８月１日から施行する。附　則この訓令は、令和６年４月１日から施行する。別紙内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項第１　不当な差別的取扱いの基本的な考え方　法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。なお、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。　また、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。　このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。第２　正当な理由の判断の視点 正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。内閣府本府においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等）及び内閣府本府の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。　職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際、職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。第３　不当な差別的取扱いの例　正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は以下のとおりである。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であること、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意する。（正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例）○障害があることを理由として、一律に窓口対応を拒否する。○障害があることを理由として、一律に対応の順序を後回しにする。○障害があることを理由として、一律に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒んだり、資料等に関する必要な説明を省いたりする。○障害があることを理由として、一律に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。○事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来庁の際に付添者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、障害を理由に付添者の同行を拒む。〇障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否する。〇業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での対応を行う。〇障害があることを理由として、障害者に対して、言葉遣いや接客の態度など一律に接遇の質を下げる。（正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例）〇実習を伴う講座において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障害特性のある障害者に対し、当該実習とは別の実習を設定する。（障害者本人の安全確保の観点）〇車椅子の利用者が畳敷きの個室を希望した際に、敷物を敷く等、畳を保護するための対応を行う。（行政機関の損害発生の防止の観点）〇行政手続を行うため、障害者本人に同行した者が代筆しようとした際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況や本人の手続の意思等を確認する。（障害者本人の損害発生の防止の観点）第４　合理的配慮の基本的な考え方１　障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第２条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。　法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。２　合理的配慮は、内閣府本府の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。その提供に当たってはこれらの点に留意した上で、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、当該障害者本人の意向を尊重しつつ「第５　過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされる必要がある。建設的対話に当たっては、障害者にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と職員が共に考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努めることが重要である。例えば、障害者本人が社会的障壁の除去のために普段講じている対策や、当該行政機関として対応可能な取組等を対話の中で共有する等、建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資すると考えられる。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する。　なお、障害者との関係性が長期にわたる場合には、その都度の合理的配慮とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。３　意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。　また、障害者からの意思表明のみでなく、障害の特性等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。　なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。４　合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の「環境の整備」を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。なお、多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から、他の障害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を行うことや、相談・紛争事案を事前に防止する観点から、合理的配慮の提供に関する相談対応等を契機に、内部規則やマニュアル等の制度改正等の環境の整備を図ることは有効である。第５　過重な負担の基本的な考え方　過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者に丁寧にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際には前述のとおり、職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められる。○事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）○実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）○費用・負担の程度第６　合理的配慮の例第４で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、例としては、次のようなものがある。　なお、記載した例はあくまでも例示であり必ず実施するものではないこと、記載されている例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意する必要がある。（合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例）○段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。○配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。○目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。○障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。○疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。○不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。○災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害のある者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。〇イベント会場において知的障害のある子供が発声やこだわりのある行動をしてしまう場合に、保護者から子供の特性やコミュニケーションの方法等について聞き取った上で、落ち着かない様子のときは個室等に誘導する。〇視覚障害のある者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内する。その際、同性の職員がいる場合は、障害者本人の希望に応じて同性の職員が案内する。（合理的配慮に当たり得る情報の取得、利用及び意思疎通への配慮の例）○筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、触覚による意思伝達等のコミュニケーション手段を用いる。○会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。○視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。○意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。○駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。○書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。○比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。○障害者から申出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は２４時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。○会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害のある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。○会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。（ルール・慣行の柔軟な変更の例）○順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。○立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。○スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。○車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。○内閣府本府の敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。○入館時にICカードゲートを通過することが困難な場合、別ルートからの入館を認める。○他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。○非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。　また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であることに留意する。（合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例）〇試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること。〇イベント会場内の移動に際して支援を求める申出があった場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断ること。〇電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行えるよう対応を求められた場合に、マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、メールや電話リレーサービスを介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断ること。〇介助を必要とする障害者から、講座の受講に当たり介助者の同席を求める申出があった場合に、当該講座が受講者本人のみの参加をルールとしていることを理由として、受講者である障害者本人の個別事情や講座の実施状況等を確認することなく、一律に介助者の同席を断ること。〇自由席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱視の障害者からスクリーンや板書等がよく見える席でのセミナー受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること。（合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例）〇事務の一環として行っていない業務の提供を求められた場合に、その提供を断ること。（必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点）〇抽選申込みとなっている講座への参加について、抽選申込みの手続を行うことが困難であることを理由に、講座への参加を事前に確保しておくよう求められた場合に、当該対応を断ること。（障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであることの観点）〇イベント当日に、視覚障害のある者から職員に対し、イベント会場内を付き添ってブースを回ってほしい旨頼まれたが、混雑時であり、対応できる人員がいないことから対応を断ること。（過重な負担（人的・体制上の制約）の観点） |

令和５年度 障害を理由とする差別の解消に関する取組みについて

資料３

１　茨城県障害者差別相談室の運営

１　実施主体　県（茨城県手をつなぐ育成会に委託）

２　事業開始　平成27年４月１日

３　設置場所　セキショウ・ウェルビーイング福祉会館（県総合福祉会館）２階

４　相 談 員 ３名体制

５　相談時間　午前９時～午後５時（月曜～金曜　祝日・年末年始を除く）

　　 　 　　　　　相談電話：029-246-6049 ＦＡＸ：029-246-6048

　　　 　　　 Ｅメール：s-sohdan@bz04.plala.or.jp

６　事業内容

* 電話、来所等による相談対応、必要な助言、情報提供及び関係者間の調整
* 県からの依頼に基づき行う、企業・団体等に対する普及啓発活動等

【相談件数の推移】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 相談者数 | 内　　　　　　　　訳 |
| 相　談　者 | 相　談　方　法 | 障　害　種　別 |
| 本 人 | 家 族 | その他 | 電 話 | 来 所 | メール | FAX等 | 身体 | 知的 | 精神 | その他 |
| H27 | 141 | 96 | 22 | 23 | 115 | 16 | 0 | 10 | 40 | 14 | 53 | 34 |
| H28 | 173 | 138 | 20 | 15 | 145 | 14 | 0 | 14 | 50 | 19 | 69 | 35 |
| H29 | 112 | 88 | 15 | 9 | 102 | 8 | 2 | 0 | 20 | 8 | 61 | 23 |
| H30 | 107 | 92 | 10 | 5 | 98 | 5 | 3 | 1 | 30 | 2 | 62 | 13 |
| R1 | 84 | 65 | 9 | 10 | 77 | 3 | 4 | 0 | 24 | 7 | 39 | 14 |
| R2 | 68 | 51 | 10 | 7 | 58 | 4 | 6 | 0 | 18 | 5 | 37 | 8 |
| R3 | 107 | 76 | 12 | 19 | 96 | 1 | 10 | 0 | 39 | 8 | 43 | 17 |
| R4 | 93 | 64 | 15 | 14 | 80 | 0 | 12 | 1 | 24 | 9 | 33 | 27 |
| R54-9月 | 38 | 26 | 4 | 8 | 34 | 0 | 4 | 0 | 16 | 7 | 10 | 5 |

【相談件数の分野別内訳】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 合計 | 内　　　　　　　　訳 |
| 福祉 | 医療 | 商品サ | 雇 用 | 教育 | 文化 | 建物 | 交通 | 不動産 | 情報 | 意思 | その他 |
| H27 | 141 | 30 | 3 | 7 | 22 | 14 | 0 | 3 | 5 | 1 | 0 | 0 | 56 |
| H28 | 173 | 22 | 4 | 12 | 19 | 4 | 0 | 1 | 6 | 0 | 2 | 0 | 103 |
| H29 | 112 | 19 | 5 | 7 | 12 | 7 | 1 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 57 |
| H30 | 107 | 23 | 6 | 8 | 9 | 2 | 2 | 2 | 3 | 0 | 2 | 0 | 50 |
| R1 | 84 | 8 | 7 | 8 | 13 | 3 | 2 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 40 |
| R2 | 68 | 7 | 7 | 3 | 6 | 6 | 2 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 | 33 |
| R3 | 107 | 16 | 7 | 5 | 13 | 10 | 0 | 0 | 4 | 1 | 2 | 0 | 49 |
| R4 | 93 | 24 | 3 | 2 | 14 | 3 | 3 | 1 | 4 | 2 | 2 | 0 | 35 |
| R54-9月 | 38 | 9 | 3 | 3 | 8 | 0 | 0 | 0 | 5 | 1 | 0 | 1 | 8 |

２　主な相談事例

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 相談者 | 分野 | 相談内容 | 対応・経過等 |
| １ | 身体障害者（電動車いすを利用）本人 | 交通 | 電車を利用するにあたり、いつも案内してもらっていた発車時刻の10分前に改札に行ったところ、「準備に時間がかかるため、次の電車での案内となる。15分前に来てもらわないと案内できない。」と駅員に言われてしまった。今までは10分前で案内してもらえていたことを伝え、事情を伺うと、別の車いす利用者の方を案内した際に、準備が間に合わず、駅員がスロープを用意できなかったケースがあったため、15分前の案内になったとのことであった。再発防止のために対策を講じたのは理解できるが、利用者側のみに変更を強いるのは一方的である。駅間の連携改善やスロープの準備の円滑化など、利用者に変更を強いる前に考えられる対策があると思われる。前提として、障害者には10分前に来るという健常者には課していない条件を課しているということを理解してほしい。 | 相談室では、事実確認のため、駅を訪問し、今まで10分前で案内していたところを15分前に変更した理由を伺った。駅側からは、「急に変更したわけではなく、これまでも原則15分前に改札に来ていただくこととしていた。乗車のご案内をする時間が10分前である。乗車駅と降車駅ではそれぞれ2名で対応することとしており、タイマーなどを使用し、遅れのないように対応している。安全に速やかに対応させていただくためにも、今後も15分前に来ていただくようご協力をお願いしたい。駅員の説明不足でご不快な思いをさせたことは大変申し訳ない。駅員への指導を徹底していきたい。」との回答をいただいた。相談者へ駅の回答を報告し、ご理解いただいたことで終結となった。 |
| ２ | 身体障害者（車いすを利用）本人 | 不動産 | 身体障害があり、車いすを使用している。不動産会社に部屋を探しに行ったところ、車いすの方にはオーナーの意向で部屋は貸せないと言われた。これは障害を理由とする差別に当たると考える。差別相談室から法や条例の趣旨に反することであると話してほしい。 | 相談室から不動産会社へ連絡をし、法律や条例について説明を行い、正当な理由なく入居を断るのは、差別に当る可能性があることを伝えた。不動産会社からは「うちの店は物件が少なく、玄関の段差等、車椅子に対応できる物件がない。物件を紹介できない理由の説明が足りなかった。断った事については申し訳ないと思う。」との返事があった。相談室からも紹介を断る場合は丁寧な説明をするようお願いし、相談者へ、紹介を断った理由を謝罪の意思を含めて報告してもよいか了承を得た。以上の結果を相談者に報告し、納得いただいたため、終結となった。 |

※相談事例は分かりやすくご報告するために、内容に支障がない範囲で一部事実と異なる点がございます。

３　普及啓発活動

（１）差別相談事例集（第４版）及び障害者権利条例パンフレットの配布

・（３）に記載のあるスポーツイベントで来場者に差別相談事例集を配布。(約2,000部)

・夏休みの小・中学生を対象とした県庁舎見学イベントの配布資料の一部として配布。（約120部）

・その他、市町村障害福祉担当課や関係団体からの要望に応じて随時配布。



（２）新聞広告

・条例や相談室を周知するための広告を掲載

・掲載日

令和５年12月３日～９日

（障害者週間のうち１日）

・掲載紙

朝日新聞、茨城新聞、産経新聞

東京新聞、日経新聞、毎日新聞

（３）スポーツイベントにおける人権啓発活動の実施

茨城に障害のある人の権利条例をつくる会等の関係団体と協力し、Ｊリーグ水戸ホーリーホック、鹿島アントラーズの試合、Bリーグ茨城ロボッツの試合においてＰＲ活動を実施。（令和５年９月９日、令和５年９月24日、令和５年10月22日）

（４）出前講座の実施

　　　県障害福祉課の担当職員や障害者差別相談室の相談員を派遣し、障害者権利条例の取組み等を説明する出前講座を実施。

【令和５年度（４－９月）実績：５件】

＜主な派遣先＞

障害福祉サービス事業所　　 職員

障害者支援施設　　　　　　 職員

介護保険サービス事業所　　 職員　等

　　その他、今後は市役所等の行政機関、市町村社会福祉協議会等に講師を派遣予定。

（５）その他の活動

・「Yahoo!くらし」での周知（Ｒ５.１０月）

・「県公式ツイッター」での周知（Ｒ５.４月～、毎月１回程度投稿）

　　・「ふれあい福祉まつり」（東海村）での周知（Ｒ５.６月）

（６）ヘルプマークに関する啓発活動

・令和元年６月１０日（月）から配布開始

・配布場所　県庁障害福祉課、健康推進課、少子化対策課

　　　　　　　　各県民センター（県内４箇所）

　　　　　　　　各保健所（県内１１箇所）

　　　　　　　　各市町村窓口

　　　　　　　　茨城県高次脳機能障害支援センター　等

・啓発活動　茨城県公式ツイッターでの周知（毎月１回程度投稿）

　　　　　　　　市町村窓口や民間事業者の店舗等で活用できるような周知啓発のための

卓上三角ポップを作成中

　　　　　　　（４）の担当者研修会の場などを活用し、ヘルプマークを含む障害者のためのマークについて周知